

令和7年6月10日
庁舎整備担当部

新庁舎における売店の運営について

1 主旨

本庁舎等整備では、来庁者の利便性向上等のため、令和8年9月に完成する新庁舎東2期棟1階に、区民交流スペースに隣接して、売店を設置する計画としている。このたび、売店の運営に関し概要をまとめたので報告する。

2 概要

(1) 設置場所

東2期棟1階※別紙平面図参照

(2) 面積

約120㎡

(3) 売店の業態

コンビニエンスストア

(4) 運営の方法

区が、売店の運営事業者に対し、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定により行政財産の貸付を行う。

(5) 運営事業者の選定方法

一般競争入札による。

(6) 貸付料

入札落札額（最高価格の落札額）

3 入札に当たっての主な条件（案）

(1) 貸付期間

区の指定する日から10年間とする。

(2) 売店の設置等

内装等工事及び貸付物件の管理は事業者が費用を負担し行う。

(3) 営業日・営業時間

- ・営業日：原則、区役所庁舎または区民交流スペースの開庁日とする。
（年末年始以外は営業）

- ・営業時間：午前8時から午後6時までを必須とし、最長午前7時30分から午後10時の間で営業するものとする。

(4) 販売品目等

①販売品目

区分	品目等
必須	収入印紙、郵便切手、区指定のごみ処理券、交流自治体（川場村等）特産品
不可	東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条に定める有害図書、酒類

②主な取扱いサービス

以下のサービス等を必須とする。

- ・行政サービス対応のマルチコピー機、A T M機の設置。
- ・宅配便、公共料金の収納、電子マネーの取扱い。

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年	9月頃	入札公告
	11月頃	開札、落札者決定
令和8年	4月頃	賃貸借契約締結
	9月18日	新庁舎2期棟竣工
	9月18日以降	店舗内装工事、開店準備
	12月頃	開店

新庁舎における売店の位置

施設名：売店

場所：新庁舎東2期棟1階

貸付区域：約120㎡（空調室外機置場 約10㎡を含む）

開設時期：令和8年12月頃（予定）

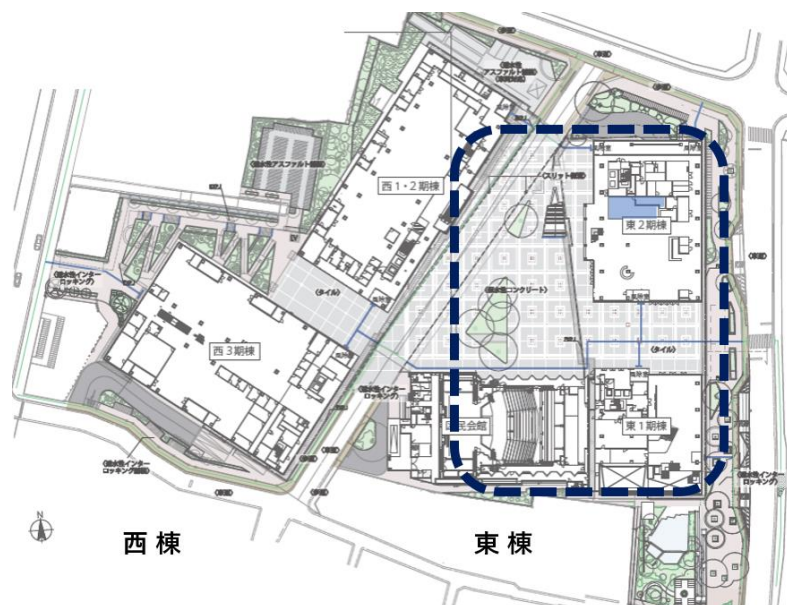


図1：世田谷区本庁舎 配置図

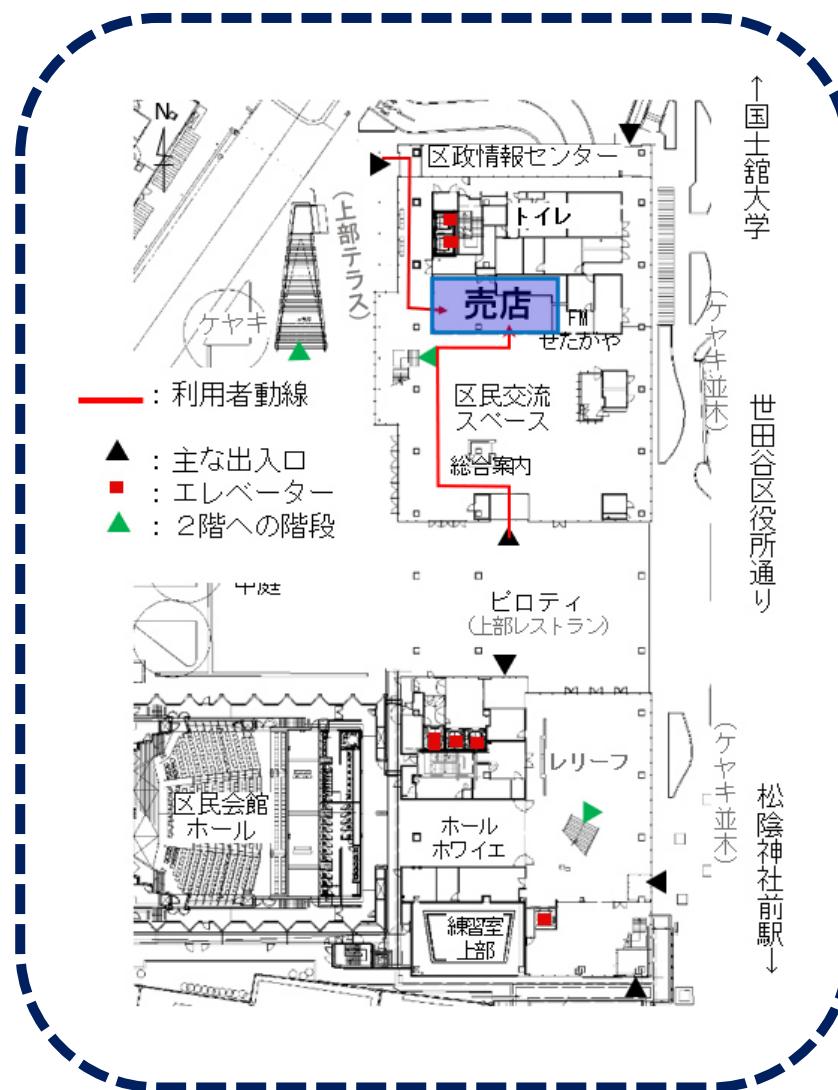


図2：世田谷区本庁舎 東棟1階平面図